

第4回草加市庁舎建設審議会会議録

- 1 開催日時
平成26年3月27日(木)午後2時00分から午後4時15分まで
- 2 開催場所
草加市役所本庁舎3階 第1委員会室
- 3 出席者の氏名
 - (1) 委員 鈴木隆委員(会長) 内田佳伯委員(副会長) 伊藤庸一委員 野崎友義委員
三井忠委員 吉田浩士委員 小澤利男委員 石川憲章委員 染谷勝之委員
鈴木生一委員 高田公子委員
 - (2) 事務局 小野総務部長 浅井総務部副部長 小林総合政策部副部長(兼)総合政策課長
津島庁舎建設準備室室長 飯塚庁舎建設準備室室長補佐 高畑庁舎建設準備室主査
 - (3) 事務局補助 株式会社桂設計 岡崎俊一 山崎千恵
- 4 会議録の署名委員について
吉田委員と染谷委員を選任
- 5 資料説明及び質疑応答
 - (1) 配布資料の確認
 - ・第4回次第
 - ・中間答申書(案)
 - ・庁舎に必要な機能等について
 - ・本庁舎敷地における建築計画の試算
 - ・近年整備された庁舎例
 - ・前回(第3回)議事録
 - (2) 質疑応答
 - ・会長
本日の議題は、中間答申書(案)を確認し中間答申書をまとめることと、新庁舎に求められる機能について議論することの2つがございます。機能については、前回もある程度議論頂きましたが、更にこれについて議論を深めていきたい。まず最初に中間答申書(案)ですが、これについて、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。(鈴木会長)
 - ・高畑庁舎建設準備室主査
それでは事前に配布いたしました「中間答申書(案)」を朗読させていただきます。
「中間答申書(案)」の朗読
 - ・会長
中間答申書(案)を朗読していただきました。中間答申書(案)は事前に皆様にお配りしていると思いますので、本日はこの原案に対していろいろと意見を頂いて、これでよいか確認をしていただきたいと思います。事前にお配りしていた中間答申書(案)について、本日までの間に、事務局へ何かご意見がありましたでしょうか。
 - ・津島庁舎建設準備室室長
事前にご意見を頂いていることがございますので、それを先にお伝えしたいと思います。中間答申書(案)の、2.「市庁舎を建て替えるべきか耐震補強を行うべきか」の記述の中で、「本庁舎の耐震診断や建物調査を基に慎重に分析・検討を重ねた結果」とありますが、「分析」という言葉についてはやや言い過ぎではないか、「慎重に検討を重ねた結果」でも十分意味は通るのではないかというご意見を頂いております。ご意見としては以上です。その他、字句の訂正があります。2.2)「上部建物の補強は可能であっても杭頭の補強は技術的に不可能であ

る。」とありますが、末尾に「こと」を追加し「不可能であること。」とし、その次の行頭の「こと」を削除することで、1)、2)の両方に対して「明らかとなりました。」となるのが、本来の文面となると思いますので、その部分の訂正をお諮りいただければと思います。

・会長

確認しますと、「不可能である。」を「不可能であること。」とし、改行して、「が明らかとなりました」でよろしいでしょうか。それでは、その文言について何かご意見はありますでしょうか。特に問題がないと思いますので、文言については、そのように訂正をすることにしたいと思います。また、3)の本文中の「都市計画マスタープランにおいても草加を市の中心として位置付けられている」とありますが、「草加」でよろしいのでしょうか。

・津島庁舎建設準備室室長

草加市は、大きく分けて「谷塚」、「草加」、「松原」、「新田」の4地区で構成されており、そのうち「草加」を市の中心として位置付けているという意味合いですので、「草加地区」としたほうが良いかもしれません。単に「草加」であると分かりにくいかもしれません。

・三井委員

この「草加」というのは、「旧草加」の意味合いなのではないか。いわゆる草加駅周辺のこと、谷塚や松原団地とは分けたい上での「草加」ということだと思う。

・津島庁舎建設準備室室長

そのとおりです。この地区については、都市計画マスタープランでは「草加駅周辺地区」と呼んでおりますので、「草加駅周辺地区」という言葉を使った方が、よりはっきりするかもしれませんので、お諮りいただければと思います。

・会長

それでは、確認します。「都市計画マスタープランにおいても草加駅周辺地区が市の中心として位置付けられている」ということでよろしいでしょうか。それでは、そのように修正いたします。

それともう1つ、表現について事前にご意見があったようですが、2の「市が直近で行った耐震診断や建物調査などを基に慎重に分析・検討を重ねた結果」とありますが、この「分析」という言葉が強すぎるのではないか、おそらく、審議会では「分析」まで行ったのかという疑問を含んでいると思いますが、これについてはいかがでしょうか。何か意見はございませんか。「分析」という意味の捉え方にもよるかもしれませんが、確かに、審議会では直接調査等を行っているわけではありませんが、資料に基づいて確認して議論をしています。それを分析と呼べるかどうか、ということなのかもしれません。「検討」したことは確かですが、いかがでしょうか。

・三井委員

我々は、「検討」はできるけれども、「分析」はできないのではないかと。

・会長

「検討」したことは確かであり、「検討」の中に「分析」も含まれると思いますので、「分析」という言葉を削除し「慎重に検討を重ねた結果」ということでも、内容は特に変わらないと思いますので、そのようにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この部分はそのように修正したいと思います。その他、何かありますでしょうか。

・伊藤委員

11月7日の市長から会長あての諮問書の2面には、諮問の具体的事項「耐震化の方針について(耐震補強か建て替えか)」と書いてある。中間答申書(案)では「耐震補強」と「建て替え」が逆である。諮問書のとおり、「耐震補強」を先に、「建て替え」を後にした方が、答申にふさわしいのでは。また、諮問書では「耐震化の方針について(耐震補強か建て替えか)」のすぐ下に、「(建て替えの場合)建設場所について新庁舎に求められる機能について」となっている。中間答申書(案)では、「耐震化の方針、建設場所、機能」と3つが並列されており、建て替えが前提であると誤解を与える可能性があるため、「耐震補強か建て替えか、建て替えの場合には、-1建設場所、-2機能」という構成の方が誤解を与えない。この審議会は建て替えを前提に議論しているわけではない。

- ・会長
ご指摘いただいたように、諮問に対する中間答申であるため、諮問書のとおりに表示するのがよろしいかと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今の部分について、諮問書のとおりに訂正するというにしたいと思います。その他、いかがでしょうか。
- ・三井委員
再確認ですが、この審議会の中で検討をして最終答申をまとめていく中で、この中間答申書(案)の「4. おわりに」に「『市庁舎を建て替える場合に新庁舎に求められる機能について』については、草加市の将来を見据えた機能、市民のやすらぎや癒しといった機能、市民の日常生活の利便性を高める機能等も考慮した上で判断していきたいと考えております。」とありますが、この審議会ではここまで考える、ということによろしいですね。
- ・会長
そうですね。前回、色々な意見をいただいておりますが、その意見を全て細かく記載することはできませんが、その言葉の中からいくつかをひろって、そのようなことを検討中であるという主旨ですので、今後、このようなことについて、さらに検討をしていくつもりです。
- ・三井委員
どこまで審議会で意見を出していくのか、検討していくのかまだ見えていない部分もありますが、新庁舎を建てた後、新第二庁舎をどのように使っていくのかなども、この審議会で検討していくということによろしいでしょうか。
- ・会長
そうですね。今まで、色々な意見をいただいておりますし、それについてさらに意見を、これからいただいて、どのようになるかわかりませんが、みなさんの同意が得られれば、それは最終答申の対象になりうると思います。同意まで至らない場合は、具体的には答申内容には出てこないかもしれませんが。さらに今日、これまで出てきたことについて、さらに意見をいただいて、果たして答申内容に盛り込めるまで煮詰められるかどうかということなんです。全てが答申に盛り込めるとは限らないということです。
- ・三井委員
中間答申書(案)に書いてあることについて、「考慮した上で判断していきたいと考えております。」と言い切っているのですから、我々はそこまで考慮しなくてはいけないのか、また、逆に、判断させていただけるのか。審議会の時間も限られていると思いますし。
- ・会長
出た意見それぞれを判断していくのではなく、それぞれ連動させながら、最終判断をしていくという主旨です。文言はこれによろしいでしょうか。
- ・三井委員
もしそれが前提であれば、そこまで判断させていただけるのであればよい。
- ・会長
他にご意見はありますか。それでは、特にご意見がないようでしたら、中間答申書の表現については、諮問書の文言をそのまま正確に記載すること、「慎重に分析・検討を重ねた結果」を「慎重に検討を重ねた結果」に、「不可能である。」を「不可能であること。」に、「ことが明らかとなりました。」を「が明らかとなりました。」に、「草加を市の中心」を「草加駅周辺地区が市の中心」にそれぞれ修正します。これらを修正したうえで、中間答申書としたいと思いません。確認は、会長、副会長に一任していただいてよろしいでしょうか。それでは、それを確認した上で市長へ中間答申したいと思えます。よろしくお願いたします。
- ・会長
続きまして、本日の議題「新庁舎に求められる機能について」について、前回の意見も踏まえながら、さらに審議を進めていきたいと思えます。まず、資料について事務局の方からご説明をお願いします。
- ・津島庁舎建設準備室室長
前回の第3回審議会で、庁舎に必要な機能については、市長に確認してはどうかというご意見

をいただきましたので、そのことについてまとめた資料を用意しました。「庁舎に必要な機能等について」という資料でございます。資料は事前に配布しましたので、内容については既にご覧になっていると思いますので、要点のみ説明させていただきます。市長の考えとしましては、予算上の制約がございまして、市役所本庁舎につきましては、行政機能と災害時の対策機能に絞ったものとし、床面積は 10,000 m²程度の庁舎としたいと考えています。したがって、本庁舎と他との複合施設というのは、特に考えておりません。既存の西棟約 3,505 m²と合わせた、約 13,505 m²の中で、市民が多く訪れる窓口業務を集約して、市民の利便性を高めていきたい。また、来庁者用の駐車場施設や、障がい者就労支援のための売店など、あるいは職員厚生施設としての食堂等は必要と考えている。また、財源上および地方財政法上の制約から、貸し事務所等の収益的施設との複合化は考えていない。ということでございました。市長としては、いつ起きるか分からない大地震等の災害に備え、安全性に問題のある本庁舎の整備をできるだけ早く進めたい。以上が、市長の考えの要点でございます。続きまして、次の資料「本庁舎敷地における建築計画の試算」及び「近年整備された庁舎例」について、調査検討業務を委託している桂設計の担当者から簡潔に説明させていただきます。

- ・桂設計 岡崎

今回、「本庁舎敷地における建築計画の試算」の資料を作成させていただいたのは、本庁舎の敷地にどれくらいのボリュームの建物が計画できるだろうというチェックの意味です。

「本庁舎敷地における建築計画の試算」の説明

- ・桂設計 山崎

続きまして、「近年整備された庁舎例について」説明させていただきます。この資料は、諮問事項の「(建て替えの場合)新庁舎に求められる機能について」とありますので、その手掛かりとするため各市町村のホームページなどから情報を得てまとめました。

「近年整備された庁舎例」の説明

- ・伊藤委員

「庁舎に必要な機能等について」の市長からの意見の中で、行政機能及び防災機能について、庁舎面積は、西棟を加えると 13,505 m²程度というお話をされました。その後、「本庁舎敷地における建築計画の試算」の中で、総務省及び国交省の基準の話があるのですが、本庁舎は 10,000 m²程度という市長のご意見で、この会議は進むのでしょうか。市長の意見に従うのか、従う必要はないのですか。

- ・会長

諮問内容としては、先ほど言ったようなものがありまして、市長としてはこのようにしたいと意見がありますが、検討材料として、今日の審議のポイントとなると思われる「庁舎に必要な機能等について」の項目 1～14 番までについてを審議していきたい。

- ・伊藤委員

面積については、10,000 m²にするのかどうなのかというのを問いたい。

- ・会長

それはこの会議で皆さんと確認していく。市長の意見はこうである、審議会としてはこうであるということを確認していただきたい。本日の出発はあくまでも、前回の議論の続き、そして庁舎に必要な機能についての市長の考え、この 2 つから、どのような機能が新庁舎に必要なのかを審議会で判断して、それを今度は、建物の中で満たせるのかという議論になっていくのかと思います。今日の審議の進め方について、ご意見がありましたらお願いいたします。私が考えていましたのは、前回、皆さまから新庁舎にはどのような機能が必要なのかと色々ご意見をいただきまして、それに対して本日事務局より回答のような形で「庁舎に必要な機能等について」という資料を出していただきましたので、この機能の 1～14 番を一つずつ確認していくという進め方でいかがでしょうか。また、その間に何か他のご意見がありましたらいただいて、そして、最終答申に向けて、庁舎機能をどういうものにするか、まとめていくということはいかがでしょうか。

- ・伊藤委員
 前回の議事録では、最後に会長は事務局に、市長に聞いてほしいということを言っている。それで先ほどの資料説明では市長に聞いて、こういう機能を集約してほしいということになっているが、資料ではほとんど不要と書いてある。なおかつ、床面積としては10,000㎡としてまとめてほしいということになっている。そうすると、今までの議論とは少し違い10,000㎡でまとめる、ということになってくると思うけれども、そういうことでよろしいでしょうか。市長の意見と異なってもよいのですか。
- ・会長
 例えば、1番の行政機能について、必要最低限の面積にするということです。具体的には面積9,800~12,500㎡とあります。これを、この場で確認していく必要がある。
- ・伊藤委員
 私は建築の専門で庁舎建設の委員長もしたことがあるが、適正な面積など分かりません。これは色々な検討を重ねていく中で決まってくるのではないかと。
- ・会長
 数字から決めるのではなく、行政機能については必要最低限とするなど、機能の面から決めていかないと、数字は最終的な設計の時点で決めていくことだと思います。また、先ほど、1~14番までほとんど不要と言われましたが、例えば、8番の障がい者支援は検討の必要があると考えており、これは前回の審議会でも出た意見です。そのように考えていくと、やはり盛り込める機能というのが出てくるのではないかと思います。また10番の公共施設は、保健センターについて、検討の余地があると考えているとあり、おそらく市のほうでも、具体的な方向性は決まっていらないのであろうと思います。ですから、盛り込める機能として市の方で考えているもの、この審議会で考えているものをすり合わせて、その中で納得できるものがあれば、答申の中に盛り込んでいく、というようなことでいかがでしょうか。
- ・野崎委員
 8番の障がい者雇用の店舗は併設の必要があると考えているが、9番のコンビニ等は考えないとある。障がい者雇用の店舗とは、コンビニのようなものではないのか。障がい者は良いがコンビニは駄目なのはなぜか。
- ・会長
 8番は障がい者雇用もできる。9番のコンビニは単に民間の店舗を入れている。同じ店舗でも、性格と目的が違うような気がするが、いかがでしょうか。
- ・津島庁舎建設準備室室長
 福祉コンビニという、コンビニで障がい者雇用をしている事例もある。ただし、この場所ということを見ると、近隣に安いスーパーもあり、民間のコンビニなども撤退している事例もある。現在、市役所では、障がい者が作ったお菓子を月に何度か販売をしていますので、そういったものであれば成り立つのではないかと。コンビニのような何でも売っているものでは成り立たない、そもそも出店してくれないのではないかとということで考えておりません。
- ・野崎委員
 先ほど三井委員が言われたように、中間答申書(案)には「草加市の将来を見据えた機能、市民のやすらぎや癒しといった機能、市民の日常生活の利便性を高める機能等も考慮した上で判断していきたい」とある。中間答申ではそういうことを言いつつ、これは駄目あれは駄目と言っていると、本当に草加市民のことを考えているのかと思ってくるが、その点はいかがでしょう。
- ・会長
 これが全てではないと思う。以前の配布資料で「庁舎建設等検討委員会幹事会報告書」というのがあり、この中で「市民に親しまれる開かれた庁舎」とあり、具体的には自由に来て交流できる空間、ロビーやギャラリーなど、あるいは、喫茶コーナー等と言っているので、これは検討の余地があると思う。また、「市民サービスを高める機能」とあり、このことは空間の動線だとかそういうことに関連してくるのだと思います。今日の資料に関しては、あくまで前回の

意見に対する回答でして、それ以外の機能、行政機能ではない空間、誰が来ても自由に使える空間というのがあるのではないかと思います。

・三井委員

「本庁舎敷地における建築計画の試算」について説明していただき、結果として第二庁舎も活用した新庁舎建設が望ましいとしているが、まずは審議会で、第二庁舎も活用した新庁舎とするのか、それとも新庁舎に集約するのか、その点もやはり、資料を参考にさせていただきながら審議していく必要がある。「庁舎に必要な機能等について」では、色々なヒントを出していただいているのだから一つ一つ審議していく必要がある。資料をいただいて、これでいきますということでは、審議会が必要なくなってしまう。

・会長

そのような進め方で私も同じ意見です。それでは、「庁舎に必要な機能等について」これを材料として、さらにこの場で意見をいただいて、進めていくということによろしいでしょうか。

・副会長

先ほど伊藤委員が言われた、市長の考えている面積 10,000 m²にこだわって審議するのかそれともこだわらずに審議するのか、それは一番重要であると思う。事務局に聞きたいが、10,000 m²に市役所の機能は全て入るのですか。どこまで入るのでしょうか。

・小野総務部長

総務省基準や国交省基準と比較しますと 10,000 m²では入りきらないです。

・副会長

市長は、第二庁舎も活用して検討してくださいという考えですか。

・小野総務部長

そのとおりです。

・副会長

今回は、なるべく一つに集約していこうという意見で終わっていたと思う。それを、10,000 m²でやっていくのであれば、中身としてはどのようなものが入るのか。10,000 m²にこだわるのなら、それもちょうど決めていかないと進まないのではないかと。

・伊藤委員

そうですね。入れ物(建物)と中身(機能)両方議論する必要がある。現在、本庁舎が約 4,100 m²、第二庁舎が約 2,100 m²あり、西棟を除いて約 6,200 m²あります。ですから、10,000 m²にすると十分入りますというのは、何度も出ている。

・副会長

でも、市長は 10,000 m²では入りきらないと、いっているのでしょうか。

・小野総務部長

(算定面積の大きい)総務省の基準に基づくと入らないということです。

・副会長

それでは、10,000 m²で入るのであれば、第二庁舎はいらないのでは。市長は市民に利便性のある役所を作ろうと言っているわけだから、市長が 10,000 m²で作ろうと言っても、審議会で答申をして 11,000 m²になったとしても、答申した内容を市長が判断するのであって、審議会が面積が増えたとしても構わないのではないかと。審議会としては、10,000 m²にこだわることはないと思うのですが。

・伊藤委員

例えば行政機能が 10,000 m²で、審議会としてはあと 3,000 m²足して、その 3,000 m²を市民の様々なサービスにするという方針もあるということ。

・副会長

市長が 10,000 m²という面積を出してくることがおかしい。今は、市民のために新庁舎の機能をどうするかということ審議しているのだから、面積はその後のことだろう。このような機能がほしいから 11,000 m²になったということであれば、そこから、それではあと 1,000 m²減らしてくださいという問題なのでは。市長は、審議会に諮問しているわけだから、最初から

10,000 m²でというのを市長が決めたらおかしいのではないですか。

・染谷委員

以前にも申し上げたのですが、今回の審議会は結論ありきのように感じる。資料の作り方も市長が考えたように答申して下さいというように感じる。我々は何のために呼ばれているのか。違う結論が出たとしても、決めるのが市長なのだから良いのだと思う。だけれどもこのような資料では、議論のしようがない。答えがありの一方的な資料です。

・会長

この審議会で資料とは違う答えが出たとしても、もちろん良いと思います。

・染谷委員

それと、草加市をこれからどのようにしたいという、草加市のビジョンのような話が一切出てこない。審議会はこれで4回目だが、これからの草加市をこのようにしたいという話は一回も出てきていない。10,000 m²しか建てられないなど、結論ありきでやっているような気がする。判断する資料が少ない。たとえば30年後に市町村合併があるのなら、それは次の建て替えのときに考慮すればよい、20年後に合併があるなら、今回の建て替えに考慮しなくてはならないなど。合併があるなら多少狭くても、この方がよいなど判断ができるのでは。

・会長

さらに審議する事項は、本庁舎と第二庁舎の関係と、どのような機能を盛り込むのか、の2点であると考えます。また、先ほど意見にあった収益施設についてですが、本日の資料にあるように、地方財政法上の関係から、そのような施設との複合は認められないとありますから、これは外れるのではないかと思います。このように今日の資料を見ていくと、審議会で考える必要な機能が、全くシャットアウトされるわけではないと思う。その辺を見つけていく必要があるのではないかと思います。その中で、先ほど野崎委員より出てきた8番と9番の違いについて、8番については市の方で必要と考える、とありますけれども、それは良いのではないかと。コンビニだと近くにスーパーがあるので、収益が見込めないのではないかと。

・伊藤委員

この収益的施設について、コンビニエンスストアも食堂についても駄目ですね。福利厚生上の職員のための食堂なら良い、市民を入れないものであれば良いのか。

・副会長

事務局に聞きたいのですが、厨房を入れて委託業者に頼むのか。この食堂は、どのような食堂をイメージしているのか。

・津島庁舎建設準備室室長

まだそこまで具体的に検討していませんが、今までの方法で言えば業者委託となると思う。職員の福利厚生のための施設であるため、原則、職員のみが利用できますが、他自治体のように市民の方も利用しているのが実態です。

・会長

8番、9番に関しては、そういうことを踏まえて、審議会としてはどのようにするかと、具体的に審議していくのはどうでしょうか。

・伊藤委員

14番の収益的施設を考えていないというのは、新庁舎についてのことですか。

・津島庁舎建設準備室室長

第二庁舎も同じです。財源が基金と地方債なので、地方財政法上の制約がある。

・伊藤委員

その制約を無くすためにはどうしたらよいでしょうか。

・津島庁舎建設準備室室長

借金をすべて返す必要がある。

・三井委員

ということは、完全なる民間に貸す場合はそうだと思うのですが、例えば町会連合会等の団体などに貸す場合は無料で貸すことになるのか。

- ・津島庁舎建設準備室室長
その場合、貸せないのではなく、おそらく、貸さないことになると思います。
- ・副会長
例えば、社会福祉協議会やシルバー人材センター等はどういう扱いになるのですか。
- ・津島庁舎建設準備室室長
公益財団法人、社会福祉法人等は可能性はあるかも知れませんが、庁舎建設基金は全て税金です。それが果たして良いのかということにもなります。
- ・副会長
社会福祉協議会は市の施設の一部を借りているが、耐震化されていないのでは。
- ・小野総務部長
まだ耐震補強していません。
- ・副会長
ということは、社会福祉協議会の入っている建物も危険でしょう。それなら、社会福祉協議会もこちらに移したほうがいいのでは。5階建てを建てたときに、役所はどこまで入れるつもりなのか、考え方を示してください。
- ・小野総務部長
以前、配布した検討報告書の中で、建設場所について ~ とありますけれども、基本的には、この中で考えており、5階建ての方には、今の予算規模の中で考えていきますと、これまでと同じ建設部であったり、あるいは教育委員会であるとか、ということで話を進めたいと思っております。
- ・副会長
そうすると、建設部や都市整備部も、そのまま向こうへ残るのか。
- ・小野総務部長
今の検討ではそのようになっています。
- ・副会長
市民の利便性を考えたら、建設部も都市整備部も含めて一つの建物にした方が良いのではないかという話も出たが、これは考慮されないのか。
- ・小野総務部長
それは審議会の中でご判断していただきたい。例えば、「庁舎に必要な機能等について」の10番で保健センターの話も出ておりますけれども、保健センター1,600㎡も入れたほうが良いということであれば、今の10,000㎡というのは、今、積み立てしている基金の中で建てられる範囲ということでありまして、もしそれ以上ということであれば、この基金を積み増しするというのも、予算上可能であるかどうかの問題はありますが、積み増しできればもう少し大きくすることが可能であると思います。
- ・高田委員
審議会の進め方についてですが、色々な資料を出していただいてイメージがわいてきているので、これで、市長から押し付けられていると捉えない方が良いのではないかと思います。会長がおっしゃっているようなやり方で進めていただければよいと思います。草加市のビジョンが出てきていないという意見もありましたが、今までの審議会の中では、人口が減少することなど、色々なお話がありました。合併するかどうかまでは今の時点で分かりません。草加市が合併するかどうかまでをこの審議会の中で考えるのは無理だと思います。今まで出された資料を基に、また、今までの経験を踏まえた意見を聞いて、進めていただきたい。
- ・伊藤委員
建築計画の試算では3つの案が出されています。市庁舎や県庁を見ても、あまり中庭がよく利用されていない。色々な建物を見てみると、中庭というのは職員を含めて市民に活用できるように作られていない。そのため、ア案やウ案のような中庭案は反対です。せめてイ案のような広場案の方が風通しも良く、色々な盛り上がり期待できる。今後、色々な思案をする時には中庭型は是非やめていただきたい。

・会長

それでは、庁舎の機能について先ほど途中まで審議がされましたが、もう少し進めたいと思います。先ほどの、8番、9番及び10番について、この場で、たとえば8番について、障害者支援法に基づく就労施設という店舗については併設の可能性があるということですので、この審議会でも、これについては、盛り込む機能の一つとして議論してはどうかと思っておりますがいかがでしょうか。8番について何かご意見がありますか。

・三井委員

障害者自立支援法に基づく就労支援が目的であるということは、利益が出なくても良いと考えているのでしょうか。もし、利益まで求めるのであれば9番と同じ考えで、近隣に商業施設がたくさんあるわけですから、競争に負けてしまって8番の就労支援のために作ったものであっても、赤字続きで駄目になってしまう可能性もあると思います。以前、コンビニやカフェ等を併設する提案をしましたが、建設場所が現在地に決まったのであれば、スーパーも近くにあるし、近隣に飲食店等もたくさんあるので、逆にそちらを育てていくほうが町の活性化にはなるのではないかと思います。たとえば、草加市立病院のように、周りに商店街がない、病院の中でしか買えないようなところでは、コンビニや売店は必要だし、当然そこで経営が成り立つと思う。しかし、それを考えたときに、8番は利益が出なくても、就労支援が目的であるという割り切るのであれば作ってもよいし、そうでないのであれば、必要ないのかなと思います。

・津島庁舎建設準備室室長

法の主旨からいくと、就労の場がないこと自体が問題であるということだと思いますので、就労の場を用意しておかなくてはいけないのかなということ、「検討をする必要がある」としております。

・三井委員

例えば、草加市身体障害者福祉協会では、どこかでやっておりますね。例えば、中央公民館とか、つばさの森とか。そこは十分な収益が上げられるほどの経営になっているのでしょうか。

・石川委員

収益性よりも従業員としての就労支援、いわゆる障害者自立支援法に基づく障害者の社会進出の支援ということで、収益性は考えてはおりません。実際、中央公民館では赤字が続いておりますし、また、であいの森の方は、取り扱う商品の内容を変えて、その都度、商品を増減しながら、黒字を保っている状態です。それぞれの従業員に対して、財源の状況を見ながら1時間500円または400円の給料をお支払いしています。いずれにしろ、皆さん従業員とはいえ、体を労わりながらやっております。

・会長

黒字のところもあるのですね。そういったご経験を踏まえて、例えば、この8番の施設について、何かお考えはありますか。

・石川委員

庁舎の売店で働くことができる障がい者がいるかどうかの判断も、非常に大切なところであり、是非働いてほしいと就労の場を提供しても、やはりそこで勤められるかということも、障がい者の障がいの程度を考えていかななくてはならない。障がい者の支援どころか、逆に、障がい者の人生を変えてしまうような痛手を被るような状況になりかねない。というのも、障がいといってもかなり幅が広く、その障がいの部位や状況によって、色々と変化しているわけで、例えば脳出血といっても、脳出血の部位によって色々と障がいも異なっているのです。そのような背景がありまして、従業員をどのお店で働かせるか、またどの従業員を専業にするかという場合においても、非常に難しさがあるということを知っていただきたい。

・会長

運営の問題になるのかもしれませんが、このような施設を作ったときに、はたして運営できるのかどうかという問題があるとのことですね。いかがでしょうか。

・伊藤委員

先ほどのようなことも考えながら、それをサポートするためにも、これは入れるべきだと思います。

- ます。
- ・石川委員
つばさの森では、お菓子を作って売っている障がい者、子供達ですけれども、親御さんが応援、支援しているから、実績を上げられているのだと思います。裏にある親御さんの力が有効になっているのだと思います。
 - ・会長
今のことについて、何かご意見はありますか。特に反対の意見がなければ、審議会として8番は中に入れる1つの機能として含めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また、9番ですが、コンビニエンスストア、これは色々な意味で、可能性がなさそうだということですので、これもこの場で確認していただいて。これは、審議会としては、機能に含めないということではよろしいでしょうか。
 - ・三井委員
結局、入れたとしても、これは、先ほどの話でいくと、賃料は取れないわけですね。
 - ・津島庁舎建設準備室室長
市としては考えてはいないということです。
 - ・石川委員
市内でも市外でも、入札によって市役所内には自動販売機を設置している。その施設を使って営業させる場合には、家賃を取っても市役所に迷惑がかかることはないのでは。
 - ・津島庁舎建設準備室室長
明らかに貸し事務所のように家賃をとって建物を貸すということは、地方財政法の対象外となるのですが、例えば自動販売機を廊下の片隅に置くというのは、職員の福利厚生上であれば置けないわけではない。それを訪れた市民の方も利用している、先ほどの食堂と同じ考えです。
 - ・鈴木委員
資料の建築プランだと広場が全然無いが、例えば5階建てを10階建てとして、広場を多くとることはできないのか。
 - ・桂設計 岡崎
この資料は、建物内部の計画は無視し、デザイン的な要素も全く入れておりません。この敷地に、できるだけ高さを抑えて、どのぐらいのものができるかというシミュレーションです。これは、計画的なものは全く反映されていませんので、一つのボリュームチェックとお考えいただきたい。当然、建築面積を小さくして、タワーのようなものを建てれば、それはそれで成り立つ可能性はあります。それはまた今後、どのような機能が必要になってくるか、また、窓口業務がどれくらい必要なのかなど、ある程度の具体的な条件として見えてきてから、また別の段階でご検討していただくということでご理解ください。
 - ・鈴木委員
例えば、5階建てと10階建てで、建築費用、工事費は全然違ってくるのか。
 - ・桂設計 岡崎
あまり高層になると割高になってくるのですが、目安としては、延床面積・規模がどれくらいであるかということと、地下利用を考えて地下に建物等を作ると、お金がかかってきます。この段階では、延床面積が大きいかどうかということで、費用の感覚を持っていただければよろしいのではないかと思います。
 - ・鈴木委員
12番ですが、草加に来る人は、やはり草加の町並みを見に来る人が多い。だが、観光バスを置く場所がない。だから、例えば、高層にして、観光バスを置くような場所を作り、観光の拠点として考えるのはどうか。
 - ・津島庁舎建設準備室室長
現在、草加駅東側の防災広場を整備しており、大型観光バスが止められるような場所ができます。例えば、観光客は市役所の周辺で降りて、バスは防災広場に停めて、草加地区の周辺を散策し、バスへ戻ってお帰りいただく。また、物産・観光の情報発信として、現在、草加駅の高

架下に物産観光情報センターがあります。草加に来たお客様はそこで色々情報を得て、市内の各地区へ行ってもらうということではできるようになっておりますので、市役所の中に情報発信施設は考えていません。

・鈴木委員

観光の出発点として、何かあるといいかなと思うのですが。

・津島庁舎建設準備室室長

そうですね。草加駅東側の都市防災広場から出発していただいてもいいですし、草加駅からも出られるのかなと思います。

・吉田委員

今の意見に対して、私は絶対に草加市役所内に観光の施設は置くべきだと思います。駅を使わない人は利用できない。また、3番のデザインについて、せっかく奥の細道なので、今の新進気鋭なデザイナーさんとか、そのような方に作ってもらったほうが良いと思います。草加市民からどう思われたいかというのが全然見えない。行政と市民が近づけるような施設、子育て支援等も、例えばお母さんが住民票を取るだけでも、預ける場所を作ったほうが絶対良いと思う。そこで若い人たちが集まれば、人が集まるようになるし、財政も上がっていくと思います。そういう考えが無いと、今までどおりにいこうとなってしまう。駐車場も絶対地下に作った方が良いと思います。例えば、地下は1時間100円でもとって、お金を払いたくない人は立体駐車場を使ってもらおう。人を集めるような工夫が全然無いので、投票率の低下にもつながっていると思います。皆さんが、会社の社長、市役所を会社だと思って考える。本庁舎が他に貸せないのであれば、社会福祉協議会等を集約して、その空いた場所を他に貸して収益する。文化会館も草加市の所有で、相当売上を上げていると思うのですが、そのようなことを考えたほうが、後々、裕福な草加市になっていくのではないかと思います。

・三井委員

色々な良い意見が次から次へと出ているのですが、飛び飛びで議論が進んでいて何も決まらずに雑談で終わってはいけないので、その辺を整理しながら進行をお願いします。

・会長

先ほどの8番、9番について、8番については、答申に盛り込むということで良いと思いますが、9番について、その後出てきた意見については、後ほど順番に検討していきます。

・伊藤委員

4番の防災センターは消防本部で構わないと思うのですが、災害対策本部は本庁舎に入るわけで、会議室を代用する程度で本当に済むのでしょうか。おそらく、東日本大震災で様々な報道がありましたけれども、かなりしっかりとした場所を用意しておかないと、いざという時に駄目なのではないですか。屋上階にはヘリポートがあったり、緊急時の様々な物資がストックされていたり。是非この辺は、こういう簡単な言葉で終わらせてほしくない。これは検討報告書のなかでも、非常に重要なものであると書かれているわけですから、是非市長へ言っていただきたい。

・会長

それでは、また、順番に議論していきたいと思います。それでは、出た順番で9番から。コンビニエンスストア等ですが、これは難しいという意見で合意ということではよろしいでしょうか。

・三井委員

考え方にもよるが、「市役所近くのコンビニが最近撤退している」と資料に書いているが、そのコンビニは市役所から歩いて2、3分かかるところだった。市役所内に作るのと、近くの場所に作るのとでは立地が違うため、比較をする必要はないと思います。ここが撤退したから、市役所内に作っても駄目という議論にはならないのかなと思います。食堂・喫茶については、周辺に飲食店が多く採算性が見込めないから、食堂を作っても撤退する可能性があるのではないかなと思うが、「職員厚生上は必要がある」ということが目的であるとすれば、職員専用食堂であれば、また必要なのではないかなと思います。当然、家賃を取ってやることもできないわけですね。市の職員は、普段、食事はどこへ食べに行っているのでしょうか。

- ・津島庁舎建設準備室室長
出前を取って食べるか、外に行き行って食べるかです。
- ・三井委員
それがなくなるということは、市役所周辺の飲食店が少しは痛手になると。
- ・津島庁舎建設準備室室長
草加市も、昔は職員食堂というものがあって、何年か続いたが、結局は撤退をしているという事例はあります。
- ・三井委員
それを考えたら、必要ないのでは。
- ・伊藤委員
庁舎内の食堂というのは、安いはず。もしやるならば、タニタのように、特別な事柄を狙ってやらないと。産業振興とか、物産観光とかとセットにして、草加の特色あるものを利用して、健康にも良いなどという触れ込みにしないと。
- ・三井委員
それらを考えれば、やはり思い切っていないのではないかと思います。
- ・伊藤委員
しかし、これは職員厚生上無くてはいけないのでは。
- ・津島庁舎建設準備室室長
そこまでは言い切れません。現に、今はありませんので。
- ・三井委員
職員の方が、外へ食べに行き、商店街にお金を落とさせていただいたほうが、いいのかなと思います。前回、食堂とか喫茶を提案していたのは、もう少し高層の建物が建った時に、例えば夜景を見ながら市民の方々が市庁舎へ来て、食事を楽しんでもらうといったことができるのであれば、そのような食堂があっても面白いかなという考えです。まわりがマンションで10階建て以上がある中で、5階建てでは見えないし面白くない。
- ・会長
そうすると、9番に関してはよほど大きな発想転換をしない限り、難しいということですね。
- ・高田委員
コンビニの場合は、無しでよいと思うのです。けれども、職員厚生については800～900人の職員の方が働いていて食堂がないというのは、私たち市民も大事だけれども働いている人も大事だから、おいしくないものであれば作らなくてもいいと思うのですが、この草加は小松菜を始め、埼玉一とか日本一といわれている枝豆を誇っているわけですから、そういうものを主体にした、埼玉の食材を使ったおいしいもので、やはり職員の方が元気になるような食堂を、そしてたまたま来た市民の方でも入れる食堂であれば嬉しいと思います。
- ・三井委員
食堂は市民対象なのか。職員対象なのか。
- ・高田委員
書き方としては、職員対象とすることで仕方がないけれども、市民が行ったら誰でも入れるということにして。市民対象を前提にしたら、14番(収益的施設)になってしまう。しかし、他の市庁舎へ行ったら、私たちはどこでも入れます。
- ・三井委員
そうですね。社員食堂、学食なんかもそうですね。しかし、私の立場から言うと、やはり立地がここなので、周りに数えきれないほどの飲食店があるわけだから、あえていないのかなと。
- ・会長
難しいところですね。他の方はどうでしょうか。
- ・三井委員
例えば、職員の方は市庁舎に食堂ができた場合、毎日その食堂を利用するのでしょうか。
- ・高田委員

毎日利用しなくてもよいのでは。行きたい人が行ったらいいのでしょうか。

・三井委員

ではその場合、どこに委託するのか、採算はどうなるのか。それを考えると、やはり9番のコンビニなどと同じ考えになってしまう。

・高田委員

実際に運営してみて、潰れたら仕方がないと思います。勿体ないですが。

・伊藤委員

それはもったいないですね。かなりのm²数を占めています。

・高田委員

そうしたら、これは両方併記してもらって、職員の皆さんで検討していただいても良いと思います。

・会長

分かりました。それでは、これは継続審議として、さらに次回詰めたいと思います。今日の段階で、さらに、具体的に検討していくものとして、4番の災害対策本部について、専用スペースがなくてもよろしいのかということの検討。5番の駐車場について、もっと増やしたらどうかということ。7番の子育て支援について、これは例えば子供連れのお母さんが来た時にちょっと手続きをする間に託せるような場所。8番の障がい者支援については、答申に盛り込みたいと思います。9番の食堂については、両方併記として出してみる。10番の保健センターについては、この場ではまだ具体的に検討していませんが、市の方では検討の余地があるとのこと。11番のコミュニティー施設についても、今日の段階ではまだ意見が出ていませんが、この中にある、ロビーやホールといった市民が自由に利用できる空間、これは検討の余地があるかと思います。12番の物産・観光施設、これは何らかの形で、そういったものも必要なのではないかと。そういったものを次回さらに詰めていき、意見をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

・石川委員

警備、防犯機能などについては、考えなくてよろしいのでしょうか。防犯カメラ、不審者の侵入感知など。

・津島庁舎建設準備室室長

当然、安全な庁舎を目指しておりますので、必要な機能等には記載しておりませんが、セキュリティ面や安全性の確保は当然やっていきたいと考えています。防火シャッター、排煙設備、自動火災報知器等は、法的にも必要な設備ですので設置します。

・会長

他に何かありますでしょうか。

・三井委員

建て替えの財源で、市債が75%（4分の3）あるため貸し事務所等ができないということですが、残りの4分の1は草加市のお金なので、本当にここまで制約されなくてはいけないのか。世のため人のためとなるものを作るのに、本当に駄目なのか。草加市が収益を上げてても良いと思っています。

・津島庁舎建設準備室室長

4分の4のうち、4分の3地方債が発行できることですので、4分の4の全体が制約を受けません。地方債を使わず、全く市の財源で建てるのであれば、その部分だけは制約を受けません。現在、25%は積立金、75%は地方債としているので、全体として制約を受けてしまいます。

・会長

よろしいでしょうか。それでは、時間もだいぶ過ぎてしまい、次回はまた継続審議ということで、進めたいと思います。

・伊藤委員

今回は第5回ですが、先ほどの話では最終答申（案）を出したいということでした。まだ議論しているのに、（案）が出てくるわけですか。まだ審議会が延びる可能性もあるわけですね。

- ・会長
おそらくスケジュールはずれ込むのではないのでしょうか。どうでしょうか。
 - ・小野総務部長
当初の予定では第6回までということです。
 - ・伊藤委員
第7回、第8回もあり得るということですね。会議は増えるかもしれないということですね。
- 6 その他
第5回会議開催日時は平成26年5月22日(木)を予定。
4月1日付けの人事異動の内示があり、事務局職員の小林総合政策部副部長、浅井総務部副部長、飯塚庁舎建設準備室室長補佐の3名が異動となりました。
- 7 公開・非公開の別
公開
- 8 傍聴者数
1人

署名委員

署名委員